

学生研究奨励費規程

(2006.5 改訂)

- 第1条 東京女子大学学会は、「学生研究奨励費」の制度を設ける。
- 第2条 この奨励費は、本学学生の自主的グループが行う研究活動を促進し、その成果を高めること並びにその成果の刊行を補助することを目的として交付される。
- 第3条 交付の対象は、学生会員が通常会員（本学教員）の助言のもとに、自主的に形成した研究グループが行う研究活動とする。ただし、直接的に授業（卒論も含む。）あるいは学友会活動の一環として行われる研究は除く。
- 第4条 奨励費を希望するグループは、原則として毎年5月と10月に行われる学会委員会からの公募に応じて、所定の申込書を学会委員会宛提出する。
- 第5条 交付の対象となるグループは、応募グループの中から学会委員会が選定する。
- 第6条 選定されたグループは助言者を決める。助言者は、本奨励費の性格、グループの研究能力、研究の意義等考慮して、適当な助言を行う。
- 第7条 各会計年度における研究奨励費の総額は、その年度の予算規模や申込数などに応じてそのつど決定する。
- 第8条 研究奨励費を受けたグループは、その翌年2月末までにその成果を報告会で発表し、400字詰め原稿用紙5枚程度の研究成果報告書及び所定の会計報告書を学会宛に提出しなければならない。それを怠った場合は、奨励費の返却を求めることもある。10月公募分については、翌年6月末日までに同様の報告をしなければならない。
- 第9条 研究奨励費を受けたグループの研究成果報告は、「学会ニュース」に掲載する。
- 第10条 この規程の改廃に関する議は、学会常務委員会が発議して学会委員会が審議し、決定する。

学生研究奨励費取扱基準

- 第1項 奨励費の交付は、1年度に10グループ内外が望ましい。
- 第2項 1研究グループあたりの研究奨励費の交付は、80,000円を原則とし、場合によって総額150,000円を限度として増額を認めることがある。刊行を補助する場合については、別に考慮する。
- 第3項 研究奨励費の交付は、5月公募分は夏休み前、10月公募分は10月中に行う。
- 第4項 推薦されるグループの規模や研究の継続年数は問わないが、なるべく同一部会、同一グループへの継続交付は避けるようにする。
- 第5項 研究グループが行う研究活動に読書会活動も含めうる。これは主として1年次の研究グループを対象とする場合に考慮される。
- 第6項 10月公募は、主として1年次を対象として行うが、5月公募の際の申込数が少なければこの限りではない。
- 第7項 10月公募分のためには、学生研究奨励費予算額の少なくとも4分の1くらいは確保しておくことが望ましい。
- 第8項 助言者は、本学非常勤講師でもよいが、その際は通常会員1名以上との連名とする。
- 第9項 この取扱基準の改廃に関する議は、学会常務委員会が発議して学会委員会が審議し決定する。